

### (3) その他の政治団体

区 分	年	提出義務 団体数	H28-H27	提出団体数	提出率	H28-H27
		(A)		(B)	(B) / (A)	
国会議員関係団体	28年	21	3	21	100.0%	0.0
	27年	18	-	18	100.0%	-
衆議院議員関係団体	28年	12	1	12	100.0%	0.0
	27年	11	-	11	100.0%	-
参議院議員関係団体	28年	9	2	9	100.0%	0.0
	27年	7	-	7	100.0%	-
知事関係団体	28年	5	1	5	100.0%	0.0
	27年	4	-	4	100.0%	-
県議会議員関係団体	28年	50	2	50	100.0%	0.0
	27年	52	-	52	100.0%	-
その他の団体	28年	504	9	469	93.1%	0.9
	27年	513	-	473	92.2%	-
その他の政治団体 合 計	28年	580	7	545	94.0%	0.8%
	27年	587	-	547	93.2%	-

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として平成28年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。

(注) 「その他の団体」とは、政党支部以外の政治団体のうち、H28年末時点で現職の衆議院議員、参議院議員、知事及び県議会議員関係団体を除いた政治団体であり、市町村長及び市町村議関係団体等が含まれる。